

専門実践教育訓練 給付金制度

社会人のための新しい支援制度！
国家資格を取得して、
更なるステージへキャリアアップ！

最大

168万円
給付



制度の目的

専門実践教育訓練給付とは

労働者や離職者が、自ら費用を負担して、
厚生労働大臣が指定する教育訓練講座を受講し修了した場合、
本人がその教育訓練施設に支払った経費の一部を
支給する雇用保険の給付制度です。

こんな方が利用しています

仕事の
スキルアップを
目指す方

資格を取得して
キャリアアップを
目指す方



給付例

①受給要件を満たす方が、指定講座の“鍼灸マッサージ科”、“鍼灸科”、“柔道整復科”へ入学した場合



最大 **168** 万円の給付

②受給要件を満たす方が、指定講座の“鍼灸マッサージ教員養成課”へ入学した場合



最大 **112** 万円の給付

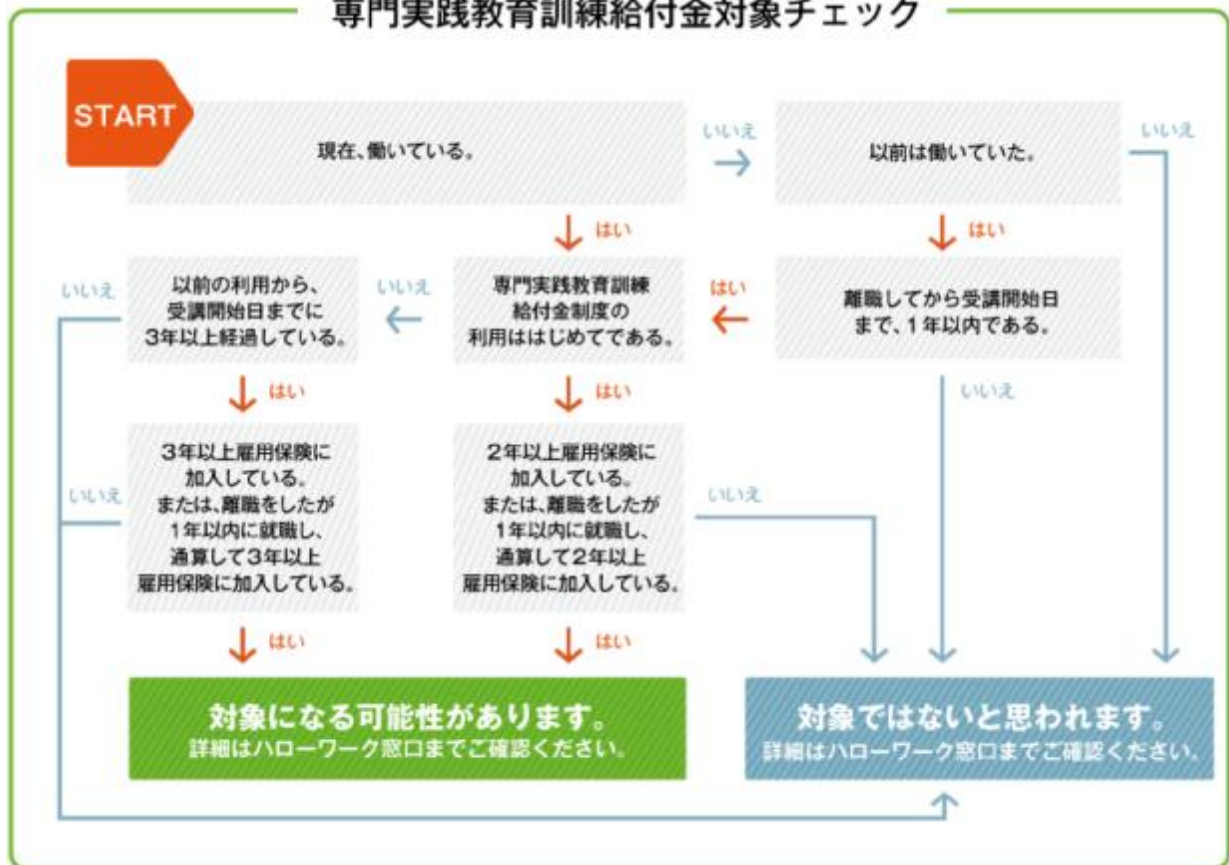
さらに、指定講座（通信制及び夜間制を除く）の受給のうち、45歳未満で失業状態にあるなど、一定の条件を満たした方は、「**教育訓練支援給付金**」として、雇用保険の基本手当の日額に相当する額の80%が支給されます。

給付対象者

- ・初回受給の場合、講座の受講開始日までに通算して2年以上の雇用保険の被保険者期間を有している方
- ・平成26年10月1日以降に教育訓練給付金を受給した場合、前回の受講開始日から次の専門実践教育訓練の受講開始日前までの間に3年以上雇用保険被保険者期間を有している方（この場合、当該専門実践教育訓練の受講開始日前までに、前回の教育訓練給付金の受給から3年以上経過していない場合は、対象となりません。）

※給付条件等の詳細は、住民票所在地のハローワークまでお問い合わせください。

専門実践教育訓練給付金対象チェック



申請の流れ

